

## (6) 保育所の認可基準

### 1 設置者の基準(設置者が社会福祉法人又は学校法人である場合は、(4)及び(5)の基準のみ満たせば可)

#### (1) 保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。

次のいずれにも該当すること。

- ①原則として、保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、【不動産の貸与を受けるための要件】に適合する場合は、当該要件を満たすものとみなす。
- ②保育所の年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
- ③直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該設置者の全体の財務内容について、3 年以上連續して損失を計上していないこと。
- ④債務超過の状態ないこと。

#### 【不動産の貸与を受けるための要件】

次に掲げる要件(国又は地方公共団体から貸与を受ける場合にあっては C から E までに掲げる要件に限る。)のいずれにも適合すること。

- A 貸与を受ける土地及び建物について、地上権又は賃借権を設定し、かつこれが登記されていること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、当該登記を行わないことができる。
  - a 建物の貸与を受ける場合において、当該建物の賃貸借期間が賃貸借契約において 10 年以上とされている場合
  - b 貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体であると市長が認める場合
- B 貸与を受ける土地及び建物の賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- C 貸与を受ける土地及び建物の賃借料を支払うための財源について、既存事業から継続的に財源が確保されるなど、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- D 社会福祉法人以外の者が不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合には、C の財源とは別途、当面の支払いに充てるための次に掲げる額の合計額の資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。
  - a 1 年間の賃借料に相当する額
  - b 1 千万円(1 年間の賃借料が 1 千万円を超える場合には当該 1 年間の賃借料相当額)を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と市長が認めた額(地上権・賃借権の登記等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的な事業経営が行えると市長が認める場合にあっては、1 千万円(1 年間の賃借料が 1 千万円を超える場合には当該 1 年間の賃借料相当額)の 2 分の 1 を目途とする範囲内で市長が必要と認める額
- E 貸与を受ける土地及び建物の賃借料及び当該賃借料を支払うための財源が収支予算書に適正に計上されていること。

## 参考資料

(2) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

次の①及び②のいずれにも該当するか、又は③に該当すること。

①当該施設の園長が、特定教育・保育施設又は地域型保育事業所において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

②社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び当該施設の園長を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該施設の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

③経営担当役員に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び園長を含むこと。

(3) 経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が社会的信望を有すること。

(4) 法に掲げる欠格事由に該当しないこと。

法第35条第5項第4号に掲げるいずれにも該当するものでないこと。

(5) 暴力団員の支配を受けていないこと。

## 2 設備の基準

(1) 保育室等の面積

次の各室について、それぞれ次の面積以上

①乳児室

ほふくしない満2歳未満の園児数×3.3 m<sup>2</sup>

②ほふく室

ほふくする満2歳未満の園児数×3.3 m<sup>2</sup>

③保育室又は遊戯室

満2歳以上の園児数×1.98 m<sup>2</sup>

(2) 屋外遊戯場の面積

満2歳以上の園児数×3.3 m<sup>2</sup> 以上

### 【代替地の要件】

屋外遊戯場は、次に掲げる要件をいずれも満たしている場合に限り、都市公園により代えることができる。

①当該保育所の敷地内の地上又は屋上に本表に定める面積を有する屋外遊戯場を設置することが困難であると市長が特に認めること。

②屋外遊戯場に代えようとする都市公園が本表に定める面積以上の面積を有し、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、当該保育所からの距離がおおむね300mの範囲内にあり、移動に当たって安全が確保されると市長が認めること。

### (3) その他の必置設備

次の設備を設けなければならない。

- ①調理室
- ②便所
- ③医務室（満2歳未満の園児を受入れる場合のみ）

### (4) 保育室等を2階以上に設置する場合の要件

- ①保育室等を設置する際に応じ、別表1の常用及び避難用設備が1以上設けられていること。
- ②建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号口に該当する建築物を除く。）であること。
- ③乳児室等その他子どもが出入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する設備が設けられていること。

### (5) 保育室等を3階以上に設置する場合の要件

- ①(4)①の施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、乳児室等からそのうちの一の施設又は設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
- ②調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下同じ。）以外の部分と当該調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房若しくは冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
  - A スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
  - B 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ③壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で行われていること。
- ④乳児室等その他子どもが出入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する設備が設けられていること。
- ⑤非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ⑥カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

## 3 運営の基準

### (1) 保育士の配置

園児数に応じて次の人数以上の保育士を置かなければならない。

- ①0歳の園児3人につき1人
  - ②1歳及び2歳の園児6人につき1人
  - ③3歳の園児20人につき1人
  - ④4歳及び5歳の園児30人につき1人
- ※ただし、常時2人以上置かなければならない。

## 参考資料

### (2) その他の職員の配置

次の職員を置かなければならない。

①嘱託医（内科及び歯科）

②調理員（調理業務の全てを委託する場合で、かつ、管理栄養士又は栄養士を配置する場合は不要）

### (3) 食事の提供

保育所内で調理する方法（自園調理）により行わなければならない。

### (4) 保育時間

1日8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他を考慮して定める。

### (5) 保育の内容

養護及び教育が一体的に行われることをその特性とし、保育所保育指針に従って行わなければならない。